

# FASB が現在予想信用損失 (CECL) に関する基準の修正を公表

## 目次:

PCD 資産の予想回収額.....	2
不良債権のリストラチャリングに関する CECL 基準移行時における救済措置.....	2
未収利息に関連する追加的な開示の救済措置.....	3
担保維持条項によって保証されている金融資産.....	3

## 要点

米国財務会計基準審議会 (FASB) は、新しい信用損失基準の明確化、修正、および改善を行う修正を公表しました。本修正には以下が含まれます。

- 信用悪化が生じた状態で購入した金融資産 (PCD 資産) の予想回収額に関連する新基準
- 不良債権のリストラチャリングに関する CECL 基準移行時における救済措置
- 未収利息に関連する追加的な開示の救済措置
- 担保維持条項によって保証されている金融資産に対する実務上の便法の適用の明確化

FASB は、2019 年 11 月 26 日、会計基準アップデート (ASU) 2019-11「Topic 326『金融商品－信用損失』の会計基準コード化体系の改善」を公表しました。本 ASU は、ASU 2016-13「金融商品－信用損失 (Topic 326): 金融商品に係る信用損失の測定」によって最初に導入または修正されたガイダンスを修正するものです。

最近行われた発効日の延期によって、信用損失基準は、米国証券取引委員会 (SEC) 登録企業の定義を満たす 12 月決算の公開企業 (小規模報告企業を除く) については 2020 年に、その他のすべての 12 月決算企業 (例えば、その他の公開事業会社 (public business entities)、SEC 登録の小規模企業、非公開会社) については 2023 年に適用されます。FASB の CECL およびその他の主要な基準の発効日の延期に関する詳細は、In depth US2019-19 をご参照ください。

ASU 2016-13 を適用していない企業については、ASU 2016-13 の適用と同時に本修正が適用されます。ASU 2016-13 を早期適用している企業については、2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間に本修正が適用されず、企業が ASU 2016-13 を早期適用している場合、本修正の早期適用が認められます。

## PCD資産の予想回収額

会計基準コード化体系(ASC)326-20は、金融資産の償却原価ベースの全部または一部が回収不能とみなされた場合、それを直接償却することを要求しています。ASC326-20に対する過去の修正では、「負の引当金」の概念を導入しました。負の引当金の概念は、CECLモデル(ASC326-20)の対象となる資産のみに適用され、ASC326-30の対象となる売却可能(AFS)負債証券には適用されません。「負の引当金」という言葉は、企業が、直接償却をした後に、償却原価ベースの全部または一部を回収すると判断する状況を表現するために使用されます。見積られた「償却原価ベースの回収額」は、負の引当金を通じて信用損失引当金の中に含まれます。負の引当金の残高が資産の償却原価ベースに加算される場合、その合計金額は、企業が回収を見込んでいた金額を表します。利害関係者からのフィードバックの結果として、FASBIは、ASC326-20を修正し、信用悪化が生じた状態で購入した個々の金融資産または金融資産プール(PCD資産)に係る信用損失引当金を見積るときに、回収額を考慮しなければならないと明確にしました。

PCD以外の資産と同様、PCD資産の信用損失引当金は、以前に直接償却した金額および直接償却すると予想される金額に対する予想回収額を含めなければならない、かつ、企業が以前に直接償却した金額および直接償却すると予想される金額の合計を超えてはなりません。さらに、企業が割引キャッシュ・フロー(DCF)法以外の方法を用いて予想信用損失を見積る場合、予想回収額には、信用以外のディスカウントの巻戻しとなる金額を含めるべきではありません。信用以外のディスカウントとは、信用損失引当金に関連して取得時に計上された償却原価ベースへの調整(すなわち貸借対照表のグロス・アップ)を含む、資産の償却原価ベースに対する当該資産の契約上の元本(または額面)の超過額です。企業が、(1)PCD資産を取得し、(2)償却原価ベースを増加させる「貸借対照表のグロス・アップ」を計上して、(3)当該資産の直接償却を計上したうえで、(4)ディスカウント前の償却原価ベースに対する予想回収額を計上することにより、「Day 1(初日)の利得」を計上しないようにするため、本ガイダンスにこの規定が含まれました。

本ガイダンスは、予想回収額および負の引当金には、上述のガイダンスに従って、取得後の期待キャッシュ・フローの増加が含まれる可能性があることを明確にしています。

予想回収額および負の引当金に関するガイダンスは、PCD資産とPCD以外の資産では異なっていることに留意することが重要です。企業は、引当金の見積りに関する方針、手続、内部統制の策定および維持において、これらの違いを考慮しなければなりません。

## 不良債権のリストラクチャリングに関する CECL基準移行時における救済措置

ASU2016-13(修正版)は、予想信用損失を見積るためにDCF法を使用する企業に対して、予想される期限前償還のタイミング(およびタイミングの変更)を考慮するため、期待キャッシュ・フローの割引に使用される実効金利を調整する会計方針の選択(特定の状況においては利用可能、その他の状況では強制される)を提供しています。しかし、本ガイダンスは、貸付金が不良債権のリストラクチャリング(TDR)を通じて再編される場合には、期待キャッシュ・フローのタイミングの変更のため、キャッシュ・フローの割引に用いられる実効金利を調整すべきではないと述べています。

利害関係者は、リストラクチャリング直前に有効な、期限前償還の仮定を用いることにより、信用損失基準の適用日より前にTDRを経験している貸付金の割引に用いられた実効金利を計算することは、移行時には困難であると指摘しました。これを受けて、FASBIは、企業がASU2016-13の適用日現在の期限前償還の仮定を用いて、適用日前にTDRにより再編された貸付金のキャッシュ・フローを割引くために、期限前償還調整後の実効金利を算定するという会計方針の選択を企業に認めるよう、移行ガイダンスを修正しました。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

## 未収利息に関連する追加的な開示の救済措置

ASU2019-04「Topic326『金融商品－信用損失』、Topic815『デリバティブ及びヘッジ』、Topic825『金融商品』」に対する会計基準コード化体系の改善は、ASC326-20およびASC326-30の開示ガイダンスを修正するものです。これらの修正は、特定の開示要求から未収利息の債権残高を除外するという実務的な便法を選択することを企業に認めています。ASU2019-11における修正は、この開示上の救済措置を、売却可能負債証券および満期保有負債証券に関するASC320-10-50-2およびASC320-10-50-5で要求されている開示にまで拡大しています。この実務上の便法を選択した場合、企業は、開示済の償却原価ベースから除外されている未収利息の合計額（信用損失引当金がある場合には同引当金控除後）を開示しなければなりません。

## 担保維持条項によって保証されている金融資産

ASC326-20は、企業が担保維持条項によって保証されている特定の金融資産の予想信用損失を測定する際の実務的な便法を提供しています。利害関係者は、実務上の便法を適用するために、企業は、借手が契約条件に基づいて担保を継続的に補充できるか否かを判断しなければならないのか質問しました。ASU2019-11における修正は、実務上の便法を適用するためには、企業は、借手が担保を継続的に補充するという合理的な期待を持っていなければならないことを明確にしています。しかし、企業は、この判断を行う場合、可能性がほとんどないシナリオについて考慮する必要はありません。

さらに、この修正は、企業がこの実務上の便法を適用する場合、信用損失引当金は償却原価ベースの無担保金額（すなわち、償却原価ベースと担保の公正価値との間の不足額）に制限されることを明確にしています。その結果、実務上の便法を用いて信用損失引当金を算出する場合、企業は、実際には担保部分と無担保部分を区分して評価することになるでしょう。

- 貸付金の無担保部分（すなわち、償却原価ベースと担保の公正価値との間の不足額）に関して、企業は、引当金を決定するために、予想信用損失ガイダンスに従って信用損失を評価しなければならない。デフォルト確率とデフォルト時損失率がともに100%である場合、引当金は償却原価と担保の公正価値の間の差異として測定されることになる（この場合、借手が担保を補充できるという主張を裏付けることは困難である可能性がある）。
- 貸付金の担保部分には引当金を設定しない。

© 2019 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.